

# 地方の芸術文化経費と文化行政 その一

文化庁文化普及課文化普及企画官 根木 昭

文化庁では、昭和三十年以来「地方文化行政状況調査」を実施しているが、芸術文化体制、芸術文化経費等に関する事項については、毎年度報告書として取りまとめ、公表している。この報告書の中の「芸術文化経費」に焦点をあて、本号と次号において、専ら経費面から地方の芸術文化行政の動向を眺めてみよう。

## ◎最近の「芸術文化経費」支出の動向

都道府県、市町村が支出した「芸術文化経費」の総額は、表1にみるとおり、昭和五十七年度以降二千億円を超え、五十九年度には二千九十二億四千二百万円に達している。

このうち、経常的な事業の実施等に係る「経常的経費」と臨時的支出である「文化施設建設費」の比率は、昭和五十六年度には二八・五％対七二・五％であったのが、徐々に前者の比率が上がっていき、五十九年度では三七・九％対六二・一％となっている。

「経常的経費」は、絶対額においてもその伸びが顕著に認められ、昭和五十六年度を一〇〇とすれば、毎年度、指数（以下、「絶対額」についてはすべて指数によってみる）が上昇していき、五十九年度には一四二・三の値を示している。逆に、「文化施設建設費」は、五十七年度にわずかに上昇がみられたものの、その後は低下する傾向にあり、五十九年度では九二・八まで下がっている。

これは一六六・九の指数を示すのに対し、「文化施設建設費」は、逆に五八・九にまで下がり、著しく落ち込んでいる。

このように、「人口十万人未満の市」にあつては、ここ数年、文化施設の建設は激減しており、経常的な事業に次第に比重が移りつつあるものといえるのである。

## 5 「町村」

「町村」では、「文化施設建設費」の比率が上昇

表1 地方の芸術文化経費（昭和56～59年度）

区 分	56年度		57年度		58年度		59年度		
	額百万円 (比率%)	指数	額百万円 (比率%)	指数	額百万円 (比率%)	指数	額百万円 (比率%)	指数	
都道府県	経常的経費	20,900 (38.5)	100	21,718 (45.7)	103.9	21,005 (53.7)	100.5	24,704 (52.0)	118.2
	文化施設建設費	33,399 (61.5)	100	25,797 (54.3)	77.2	18,109 (46.3)	54.2	22,794 (48.0)	68.2
	計	54,299 (100.0)	100	47,515 (100.0)	87.5	39,114 (100.0)	72.0	47,498 (100.0)	87.5
政令指定都市	経常的経費	6,408 (43.9)	100	5,584 (19.7)	87.1	6,774 (30.2)	105.7	8,263 (57.4)	128.9
	文化施設建設費	8,200 (55.1)	100	22,781 (80.3)	277.8	15,670 (69.8)	191.1	6,136 (42.6)	74.8
	計	14,608 (100.0)	100	28,365 (100.0)	194.2	22,444 (100.0)	153.6	14,399 (100.0)	98.6
人口10万人以上の市	経常的経費	16,167 (27.3)	100	22,435 (29.6)	138.8	24,722 (33.8)	152.9	26,918 (32.9)	166.5
	文化施設建設費	43,038 (72.7)	100	53,351 (70.4)	124.0	48,463 (66.2)	112.6	54,971 (67.1)	127.7
	計	59,205 (100.0)	100	75,786 (100.0)	128.0	73,185 (100.0)	123.6	81,889 (100.0)	138.3
人口10万人未満の市	経常的経費	8,778 (15.4)	100	13,333 (28.5)	151.9	14,031 (25.1)	159.8	14,650 (34.0)	166.9
	文化施設建設費	48,223 (84.6)	100	33,447 (71.5)	69.4	41,836 (74.9)	86.8	28,390 (66.0)	58.9
	計	57,001 (100.0)	100	46,780 (100.0)	82.1	55,867 (100.0)	98.0	43,040 (100.0)	75.5
町	経常的経費	3,536 (33.6)	100	5,087 (40.3)	143.9	4,393 (32.3)	124.2	4,870 (21.7)	137.7
	文化施設建設費	6,992 (66.4)	100	7,535 (67.7)	107.8	9,205 (67.7)	131.7	17,546 (78.3)	250.9
	計	10,528 (100.0)	100	12,622 (100.0)	119.9	13,598 (100.0)	129.2	22,416 (100.0)	212.9
村	経常的経費	55,789 (28.5)	100	68,157 (32.3)	122.2	70,925 (34.7)	127.1	79,405 (37.9)	142.3
	文化施設建設費	139,852 (71.5)	100	142,911 (67.7)	102.2	133,283 (65.3)	95.3	129,837 (62.1)	92.8
	計	195,641 (100.0)	100	211,068 (100.0)	107.9	204,208 (100.0)	104.4	209,242 (100.0)	107.0
総額(合計)									

- (注) 1. 昭和56～59年度の「地方文化行政状況調査報告書」(文化庁文化普及課)による各年度の決算額である。
2. 「経常的経費」は、芸術祭等の各種芸術文化事業、芸術文化団体等への補助、指導者・芸術家の養成・研修・顕彰、文化施設の管理及び事業など、経常的な事業の実施に係る経費をいう。
3. 「文化施設建設費」には、土地購入費が含まれる。
4. 「比率」は、「経常的経費」と「文化施設建設費」の「計」に対するそれぞれの比率である。
5. 「指数」は、昭和56年度を100として各年度の増減を示したものである。

これまでみたところを概括すれば、すでに文化施設の建設が時を越したと考えられる「都道府県」と「政令指定都市」に典型的にあらわれているように、全体的な傾向としては、文化施設の建設は鈍化しており、かつて、経常的な事業の実施に、地方の文化行政の比重が移りつつあるものといえるであらう。

「政令指定都市」以外の「市」にあつては、「文化施設建設費」の比率がなお高いのであるが、このうち「人口十万人未満の市」では、「文化施設建設費」の絶対額そのものが激減しており、また、「人口十万人以上の市」でも、「文化施設建設費」の絶対額の伸びが「経常的経費」の伸びほどにはいたっていないことを考えれば、いずれの「市」においても、経常的な事業へ傾斜する日が、遠からずしてくるのではないかと考えられる。

他方、「町村」では、文化施設の建設が、まだ当分の間は、中心的な事業として、意欲的に続けられるであろうことが予想される。

このような「芸術文化経費」支出の構造的変化からみれば、文化施設の建設は、地方において次第に鈍化する傾向にあり、文化行政の比重が、徐々に経常的な事業の方に移りつつあることがうかがわれる。

次に、これを、表1において区分した地方公共団体の種別ごとに眺めてみよう。

## 1 「都道府県」

昭和五十六年度の時点では、「経常的経費」と「文化施設建設費」の比率は三八・五％対六一・五％であり、後者の比率がかなり高かったのであるが、五十七年度には前者の比率が四五・七％に高まり、五十八年度からは双方の比率が逆転するにいたっている(前者の比率は、五十八年度五三・七％、五十九年度五二・〇％)。

「経常的経費」の伸びは絶対額においても認められ、五十九年度では一八・二まで高まっているが、「文化施設建設費」には著しい落ち込みがみられ、五十九年度には六八・二まで下がっている。

以上のことから、「都道府県」にあつては、文化施設の建設はここ数年激減し、今やこれにかわって、経常的な事業が文化行政の中心としての位置をしめるにいたつていといえよう。

## 2 「政令指定都市」

昭和五十八年度まで「文化施設建設費」の比率が圧倒的に高かったが、五十九年度にいたつてこれが逆転し、「経常的経費」の比率が五七・四％と

す一方にあり(五十九年度には七八・三％にまで達している)。逆に、「経常的経費」の比率は急激に低下している。

ただし、絶対額ではいずれも増加をみており、その意味では「人口十万人以上の市」と同様な経過をたどっているが、五十七年度を除き、「文化施設建設費」の増加(五十八年度は一一・七であり、五十九年度は二五・〇)が、「経常的経費」の増加(五十八年度は二二・四であり、五十九

なっている。

絶対額においても、「文化施設建設費」は、五十七年度(二七七・八)、五十八年度(一九一・一)に著しく高い指数であったのが、五十九年度には七四・八となつて、極端に落ち込んでいる。反面、「経常的経費」は、五十七年度に一時減少したものの、五十八年度に二〇五・七、五十九年度には二八・九を示すなど、著しく伸びている。

このように、五十七、五十八年度に盛況をみた文化施設の建設も、五十九年度には一挙に激減していることから、「政令指定都市」にあつても、「都道府県」同様、経常的な事業に文化行政の重点が移つたものと思われる。

## 3 「人口十万人以上の市」

今なお「文化施設建設費」の比率が著しく高いが、これも年を追って低くなっており、「経常的経費」の比率が次第に高まってきている。五十九年度では、「経常的経費」は三三・九％である。

絶対額の点では、毎年度双方ともに増加しているが、その度合は、「経常的経費」の方が大きく、五十九年度には一六六・五となつて、急激な上昇振りを示している。一方の「文化施設建設費」は、五十九年度一二七・七である。

## 4 「人口十万人未満の市」

ここでも「文化施設建設費」の比率が極めて高いのであるが、徐々に低下してきており、五十九年度には、双方の比率は三四・〇％対六六・〇％となっている。

しかし、絶対額では、「人口十万人以上の市」とは異なつた様相がみられる。すなわち、「経常的経費」は五十七年度以降急激に増加し、五十九年度

年度は二二七・七)を著しく上回っている点で相異がみられる。

これらのことから、「町村」においては、一方で「経常的経費」の増加が図られながらも、それを上回る勢いで、なお文化施設建設への意欲が旺盛であることがうかがわれる。

これまでみたところを概括すれば、すでに文化施設の建設が時を越したと考えられる「都道府県」と「政令指定都市」に典型的にあらわれているように、全体的な傾向としては、文化施設の建設は鈍化しており、かつて、経常的な事業の実施に、地方の文化行政の比重が移りつつあるものといえるであらう。

「政令指定都市」以外の「市」にあつては、「文化施設建設費」の比率がなお高いのであるが、このうち「人口十万人未満の市」では、「文化施設建設費」の絶対額そのものが激減しており、また、「人口十万人以上の市」でも、「文化施設建設費」の絶対額の伸びが「経常的経費」の伸びほどにはいたっていないことを考えれば、いずれの「市」においても、経常的な事業へ傾斜する日が、遠からずしてくるのではないかと考えられる。

他方、「町村」では、文化施設の建設が、まだ当分の間は、中心的な事業として、意欲的に続けられるであろうことが予想される。

